

諮問番号：平成29年度諮問第27号

答申番号：平成29年度答申第28号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 審査請求人の保護には、平成28年11月から平成29年3月までの間、冬季加算が認定されていなかったにもかかわらず、原処分は同年5月1日から冬季加算を削除するとしている。
- (2) 審査請求人は、年に1回、企業年金の支給を受けているが、相当額が毎月分の保護費から差し引かれており、原処分においても同様である。
- (3) 処分庁は、処分庁の職員ではない者を審査請求人の部屋に訪問させている。
- (4) 処分庁は、審査請求人に挑発を続けているため、処分庁の職員に対してティーカップを投げつけたところ、警察に通報され取り調べを受けさせられた。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、保護基準に基づいており、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、保護基準に従い、平成29年5月から冬季加算を削除して扶助額を算定したものであり、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

- 2 審査請求人は、平成28年11月から平成29年3月までの間、冬季加算が認定されていなかったにもかかわらず、同年5月から冬季加算を削除したのは、違法又は不当であると主張する。

しかし、審査請求人の冬季加算は、平成28年11月から平成29年3月までの間、毎月の扶助額において認定されていたことから、審査請求人の主張は認めることはできない。

また、審査請求人は、年に1回支払われる企業年金相当額が毎月分の保護費から差し引かれている旨主張するが、毎月収入認定されているのは、国民老齢年金及び共済老齢年金であり、企業年金が毎月収入認定されている事実は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁の職員ではない者を審査請求人の部屋に訪問させている等の事情を主張するが、そのような主張は、原処分の適否の判断に何ら関係を有するものとは認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年10月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。

また、同法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示され、冬季加算は、世帯共通的な経費として都道府県ごとに加算期間及び地区別加算額が定められており、北海道においては、加算期間は10月から4月までと、加算額は1人世帯にあっては1万2,540円とされている。

こうした冬季加算の期間及び額は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定められていることが認められ、この点について特段の不合理的な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、審査請求人は平成28年10月から平成29年4月まで保護基準に従い、所定の冬季加算額が認定されていたところ、原処分は、同年5月から冬季加算額を削除して扶助額が算定されたものであり、この取扱いは、保護基準を適用して行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、企業年金の年額相当額が毎月収入認定されている旨を述べるが、こうした事実は認められない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美